

日医発第 303 号（健Ⅱ）（地域）
令和 5 年 5 月 8 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
透析患者の適切な医療提供体制の確保について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に位置づけられることが厚生労働大臣から公表されたことをふまえ、入院医療体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくこととなりますが、透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合も適切な医療提供体制の確保に向けた取り組みを依頼するものです。

また、関係学会から発出される情報や別添の神奈川県における透析患者の対応方針に関する資料も参考に、関係機関とともに連携の上対応をお願いしたいとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年5月1日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
透析患者の適切な医療提供体制の確保について

平素より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の医療提供体制の確保に御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月27日に厚生科学審議会感染症部会の意見を聞いた上で、予定どおり、令和5年5月7日をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症には該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが、厚生労働大臣から公表されました。

入院医療体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくこととなりますが、透析患者が新型コロナウイルスに感染した場合も適切に医療提供体制が確保されるよう、下記の通り周知を行うこととしましたので、関係機関とも連携の上で取組の徹底を御願いたします。

また、各都道府県におかれては、日本透析医会、日本透析医学会及び日本腎臓学会から発出される情報も参考にさせていただきよう御願いたします。

なお、本事務連絡と同内容を日本透析医会、日本透析医学会及び日本腎臓学会にもお示ししておりますので、各都道府県におかれましては、関係学会と一層の連携の上、新型コロナウイルスに感染した透析患者の医療提供体制の確保について、御対応頂きますよう改めて御願申し上げます。

(別添) 「新型コロナウイルス感染症透析患者について」 (令和5年5月1日
が疾対第1431号神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長通知) (一
部改変)

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

電 話：03-3595-2192

FAX：03-3595-2193

担 当：原・山田・知野見

記

1 感染した透析患者の受け入れ体制の確保

(1) 幅広い医療機関における入院患者の受け入れの方向性

各都道府県においては、これまでも、新型コロナウイルスに感染した透析患者の受入医療機関を設定することや、透析患者の病院搬送が必要となった際に各都道府県の透析治療における専門家と連携して対応する体制構築に努めていただいていた。

この度の新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴い、入院医療体制については、これまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の体制に移行していくこととなり、設備整備の支援などを通じて、対応する医療機関の維持・拡大を強力に促していくこととなる。

(2) 入院調整の移行の進め方

冬の感染拡大に先立って、「移行計画」で定めた方針などに基づき、まずは軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整の取組を進めることとなるが、透析患者については、地域の透析医会や災害時透析医療ネットワークなど、都道府県における既存の調整の枠組みへの移行を進められたい。

なお、神奈川県における受け入れ体制構築に関する資料(別添)も、適宜、参考にされたい。

(3) 病床確保料の取扱い

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の支援対象としている病床確保料の取扱いについては、必要な見直しを行った上で当面9月末まで

継続することとしており、従前通り都道府県が病床確保を要請した即応病床（透析患者向けの病床含む。）の空床及び当該病床を確保するために休止した病床が交付対象となる。

2 通院手段の確保

5類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく移送は終了し、救急要請された際の搬送は消防機関による対応となる。ただし、公共交通機関含め他の移動手段が確保できないために必要となる新型コロナウイルスに感染した透析患者の搬送に係る支援については、救急医療等への影響を回避するため、9月末までの間、緊急包括支援交付金における補助対象とする。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001086594.pdf>

3 患者等に対する公費負担の取扱い

（1）検査

発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、5月8日以降は自己負担分の公費支援は位置づけ変更により終了する。

ただし、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を都道府県等が実施する場合は、行政検査として取り扱うこととしている。

（2）治療薬

5類感染症への移行後は、新型コロナウイルス感染症の患者が外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方（薬局での調剤を含む。以下同じ。）を受けた場合、その薬剤費については、保険適用後に残る自己負担額について全額が公費支援の対象となる。本措置については、9月末までの間、緊急包括支援交付金の支援対象とする。

（3）入院医療費

5類感染症への移行後は、新型コロナウイルス感染症の患者が当該感染

症に係る治療のために入院した場合、他の疾病との公平性も考慮し、医療費（窓口負担割合1～3割）や食事代の負担を求めることとなる。ただし、急激な負担増を避けるため、9月末までの間、医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする措置を講ずる。なお、高額療養費制度の自己負担額が2万円に満たない場合にはその額を減額する。

入院時に新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費については、保険適用後に残る自己負担額について全額が公費支援の対象となる。その上で、なお残る自己負担について上記補助の考え方を適用する。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001086594.pdf>

（4）新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けにかかわらず予防接種法に基づいて実施されている。令和5年度の接種については、現行の特例臨時接種の実施期間を令和6年3月末まで延長し、5類感染症への移行後であっても、引き続き自己負担なく接種を受けることが可能となっており、5歳以上であって、透析患者などの基礎疾患を有する者等に対しては、春夏と秋冬に2回の接種を行うこととしている。

（参考）

- ・厚生労働省ホームページ「〔追加接種〕令和5年春開始接種についてのお知らせ」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_spring2023.html

以上

(別添)

が疾対第 1431 号
令和 5 年 5 月 1 日

県内各透析医療機関の長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症透析患者について

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対策に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型見直しが予定されていたことを踏まえ、2 月 24 日付け通知により、入院調整について、各ブロックのコーディネーターによる調整から、平時の診療連携を活用した調整に変更したところです。

このたび、5 月 8 日以降は以下のとおり対応することとしますので、御協力くださいますようお願いいたします。病院の皆様におかれましては透析加療中の患者の入院に引き続きご協力くださいますよう改めてお願い申し上げます。

1. 入院調整について

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく行政による入院調整は終了します。平時の診療連携を活用した調整をお願いします。

透析版 kintone は、医療機関間での入院調整の際に確認するため、引き続き閲覧可とします(川崎ブロック以外)。お忙しいところ恐縮ですが、透析版 kintone の情報は最新のものに更新をしていただきますようお願いいたします。

医療機関間での調整が不調の場合、以下のコーディネーターに相談することができます。なお、相談の受付は平日 9 時から 17 時までです。

川崎ブロック：川崎市透析災害対策協議会

全県コーディネーター：横浜市立大学附属病院 XXXXXXXXXX

※医療の逼迫を避けるため、2 月 24 日付け通知でお示した「重症度に応じた対応について」を参考に、入院の必要性の判断は慎重に行っていただくようお願いいたします。

2. 外来通院透析における搬送について

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく公費搬送は原則として終了します。今後は、公共交通機関、家族による送迎、医療機関による送迎、福祉タクシーなどの利用を検討してください。(5 類感染症になると、外出制限が無くなり、感染時でも、公共交通機関やタクシーを利用できるようになります。)

なお、例外的な搬送需要への対応については、患者所在地が保健所設置市所管域の場合は、各保健所設置市による対応となりますので、次の問合せ先にご連絡ください。

横浜市：医療局健康安全課健康危機管理担当 ██████████ (平日 8 : 45～17 : 00)
川崎市：健康福祉局保健医療政策部療養支援担当 ██████████ (平日 9 : 00～17 : 00)
相模原市：コロナウイルス対策課感染症調整班 ██████████ (平日 9 : 00～17 : 00)
横須賀市：保健所保健予防課 ██████████ (平日 9 : 00～17 : 00)
藤沢市：保健所保健予防課新型コロナウイルス感染症対策担当
██████████ (平日 8 : 30～17 : 15)
茅ヶ崎市：保健所保健予防課 ██████████ (平日 9 : 00～17 : 00)

<患者所在地が保健所設置市所管域以外の場合の例外的対応>

救急医療等への影響を回避するため、医療逼迫時(病床利用率等による判断)において、上記の送迎手段を取ることがどうしてもできない場合に、県が委託する民間救急等による搬送を依頼することができるものとします。なお、この対応は令和5年9月30日までとし、10月以降は公費搬送を全て終了します。

公費搬送の要件、依頼方法等は以下のとおりです。

① 公費搬送の要件

以下の要件をすべて満たす場合に依頼できます。

- ・医療逼迫時(病床利用率等による判断)であること。
- ・患者所在地が保健所設置市所管域でないこと。
- ・新型コロナ陽性確定患者であること。
- ・要介護度3～5の認定を受けていること。
- ・公共交通機関、家族による送迎、医療機関による送迎、福祉タクシーの利用等、他の送迎手段を取ることがどうしてもできない場合であること。
- ・搬送の対象とする期間は、発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から起算して5日間とする。

※新型コロナの検査はこれまでと同様にPCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査によるものとします。

※発熱などの症状のみで検査していない患者の搬送は受けられません。

② 公費搬送の依頼方法

- ・患者本人、家族等からの依頼は受けません。必ず、かかりつけ透析医療機関を通して依頼してください。
- ・かかりつけ透析医療機関が、別添の依頼票を、県がん・疾病対策課にメールまたはF A

Xで送付してください。

- ・依頼票は搬送希望日の前営業日までに提出してください。なお、依頼票の受付は平日9時から17時までです。これ以外の時間に収受した依頼票は、翌営業日の受付とします。
- ・依頼票を収受したら、県から収受確認のメールかFAXを受付日中にお送りしますので、配車時間や配車場所の連絡は、かかりつけ透析医療機関から、県が委託する民間救急会社に、前日までに直接行ってください。その際、搬送する患者の名前を必ず伝えてください。

3. その他

ワクチン接種の推進、及び重症度に応じた治療（経口・経静脈抗ウイルス薬の投与や中和抗体療法など）について引き続きご協力ください。

【参考】

重症度に応じた対応について（令和5年2月24日付通知より抜粋）

無症状：自施設で透析（診療所、病院問わず）を行う。

軽症：原則として自施設で透析（診療所、病院問わず）を行う。

例1）短期間の発熱や風邪症状などの軽微な症状→自施設での透析

例2）合併症が多いだけの患者→自施設での透析

例3）重症感（横になれないほどの高度咳嗽、摂食・飲水量低下など）がある場合または判定日を含めて3日以上38℃以上の発熱を認める場合→個別に検討する。

※ 要介護等の社会的要因による入院調整依頼は原則不可とします。

※ なお、透析時の隔離については、医療機関の判断で行ってください。

中等症Ⅰ（ $93\% < SpO_2 < 96\%$ ）：翌日以降の入院を検討する。

中等症Ⅱ（ $SpO_2 \leq 93\%$ ）：即日の入院を検討する。

重症：即日入院とする。

問合せ先

がん 肝炎対策グループ 透析コロナ担当

事務連絡
令和5年5月1日

公益社団法人 日本透析医会
一般社団法人 日本透析医学会 御中
一般社団法人 日本腎臓学会

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
透析患者の適切な医療提供体制の確保について

平素より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の医療提供体制の確保に御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月27日に厚生科学審議会感染症部会の意見を聞いた上で、予定どおり、令和5年5月7日をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症には該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが、厚生労働大臣から公表されました。

これを受け、各都道府県に対して、別紙のとおり対応を御願いましたところで、貴会におかれましては、各都道府県と連携の上、新型コロナウイルス感染症に罹患した透析患者の医療提供体制の確保について、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課